

平成 23 年度の税制改正の概要 (6月30日現在)

平成 23 年度税制改正法案の当初案は、平成 23 年 6 月 10 日に与野党間協議で成立への合意がされなかった所得税増税・法人税減税などの部分と、合意された租税特別措置等の部分に分離されました。

このうち合意部分については、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」等として審議され、6月22日に成立、6月30日に公布・原則として同日施行されました。一方、合意のない改正案は依然、国会で審議中です。ここでは、成立した税制の内容と審議中の改正点のうち主要なものについてまとめました。

1. 平成 23 年 6 月 22 日 成立の税制改正の内容

贈与税の特例

項目	改正の内容
・直系尊属からの住宅取得等資金贈与の非課税 ・住宅取得等資金の相続時精算課税制度の特例	適用対象となる住宅取得等資金の範囲に、住宅の新築等に先行して、その敷地に供される土地等を取得するための資金が追加。適用は平成23年1月1日から。

相続税・贈与税の非上場株式等に係る納税猶予

改正の内容
風俗営業会社等に該当してはならないこととされる特別関係会社の範囲について、特別関係会社のうち認定会社と密接な関係を有する一定の者によりその株式等の過半数を保有される会社とすることとされた。

印紙税・登録免許税の特例

改正の内容
・不動産譲渡契約書等に係る印紙税の税率の特例措置、住宅用家屋に係る所有権の保存登記、移転登記及び住宅取得資金の貸付にかかる抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限が、平成 25 年 3 月 31 日まで延長。

所得税

項目	改正の内容
生命保険契約等の一時金にかかる一時所得の計算	事業主等が負担した保険料等のうち、給与所得の収入金額に算入された金額に限り控除することとされた。

住宅の改修支援税制

項目	改正の内容
既存住宅の特定改修の税額控除	・適用期限が平成 24 年 12 月 31 日までとされた。 ・省エネ改修の税額控除額の計算上補助金等を除外することになった。

証券税制

項目	改正の内容
上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率	適用期限が、平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年延長された。
上場株式等の配当等に対する軽減税率が適用されない大口株主等の要件	保有する株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が 100 分の 5 以上から 100 分の 3 以上に引き下げられた。適用は平成 23 年 10 月 1 日以降に支払いを受けるべき配当から。

法人税

改正の内容
中小企業者等の法人税率の特例 (18%) の適用期限が平成 24 年 3 月 31 日に終了する事業年度まで延長された。

消費税

改正の内容
事業者の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である場合で、課税事業者でない事業者のうち、その事業年度等に係る前半 6 ヶ月間における課税売上高が 1,000 万円を超えるときは、その事業年度等については、事業者免税点制度を適用しない。適用は平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度等から。

2. 審議中の所得税・相続税・贈与税改正案

所得税

改正案の内容
給与所得控除に上限を設定 (給与収入が 1,500 万円超などの場合は一律 245 万円)

相続税

項目	改正案の内容
基礎控除	3,000 万円 (現行 5,000 万円) + 600 万円 (現行 1,000 万円) × 法定相続人数
死亡保険金非課税	500 万円 × 法定相続人の数 未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限定
税率構造	最高税率を 50% から 55% に引き上げ、8 段階の累進税率に

贈与税

項目	改正案の内容
暦年課税の税率構造	最高税率を 50% から 55% に引き上げ、8 段階の累進税率に
相続時精算課税制度の適用要件	1. 受贈者の範囲に 20 歳以上の孫を追加。 2. 贈与者の年齢要件を 65 歳以上から 60 歳以上に引き下げ